社団法人 全国背髓損傷者連合会

雇用 〇その他へ 追加提案

障がい労働者の復職(職場復帰権)を原則規定とする。

論拠

- 1. 労働者が業務上負傷し又は疾病にかかり、療養を終え、後遺症(障害・治療継続で通院要であって
- も)がある場合も、合理的配慮を提供することで職場復帰が原則的に可能です。。(障害者の雇用促進) ※職務変更の場合でも「職務研修」を前提とすることで「職場復帰」できます。
 - ※職務変更が難しい場合(小企業・零細企業=職務が限られている場合は)例外規定とする。この場合、新たな職能研修が受けられる配慮等(職業訓練など)が必要。
- 2. 交通事故等で背髄損傷し車いす使用していても、PC事務職は可能であること。
- 3. 事故で視力を失った方も PC を使って復職している事例あり。別紙新聞記事参照 事例は、上司や 同僚の「合理的配慮」もあっての成功例といえます。
 - 他にも聴覚障害の方が、同じく上司・同僚が「手話を研修」をしてコミュニケーションを図り、職務の伝達・協議や職場での孤立性を無くした事例もある。
- 4、現状では、背損となると職場環境(会社・同僚・当事者も)では、退職することが、般的には「常識化されている」ことから、これを「間違いである」との「常識化」することが社会参加の軸足と考えるからである。

※但し、その前提として、障がい者本人が復職を望む場合

【 以下関連法 】参考

労基法 解雇制限(法第19条)

使用者は、次の期間は労働者を解雇してはなりません。

(1) 労働者が業務上負傷し又は疾病にかかり、療養のために休業する期間及びその後30日間 労基法 解雇制限の例外(法第19条) 改正必要

使用者は、解雇制限期間内であっても次の場合は解雇することができます。

(1) 労働者が業務上負傷し又は疾病にかかり、療養のため休業し、療養開始後3年を経過しても治らない場合で、平均賃金の1200日分を支払うとき。

障害者基本法(改正必要・〇数字のところ)

第3条 すべて障害者は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。(障害者自立支援法は違法であった。)

《改正》平 16 法 080

- 2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する①機会が与えられる。
 - ①機会が与えられる。は、例。機会を保障し、権利が行使できる。 経済活動=就労活動も含まれる労働権と解する。(労働権)

《改正》平16法080

3 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する②行為を してはならない。

《追加》平16法080

②行為はならない。例。差別行為をなしたものは、差別禁止法に規定する「罰則」に照らして処分 される。罰則規定

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、障害者の権利の③擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の⑧福祉を増進する責務を有する。・・・責務は、個人・団体・企業等が対象となる。

《全改》平16法080

③擁護・・保障 ④福祉を増進する責務を有する。は、・・地域で「自立した全生活」を確立する」ための福祉施策の適切で効果的な支援を(執行)保障するものである。

再び仕事を1

中途視覚障害者の復職を支援するNPO

事故で両眼破裂回復「難しい」

説明された。何をするのも、育護師や家族の医師から「見えるようにはなりません」と ことができないままだった。 度症は残らなかった。だが、目は光も感じる傷は少しずつ回復し、運動や言葉の機能に後 手術や集中治療室での懸命の治療で、頭の側眼が衝撃で破裂していた。 た。頭の骨が折れ、 すぐに救急車で鹿児島市内の病院に運ばれ 脳も損傷を受けていた。

の上で過ごした。 助けが必要だった。1日のほどんどをベッド

は、ほぼ同じだった。 返ってきた答え 合原肯センター眼科部長=に聞いた。 ョン病院(福岡県柳川市)に移った。
事故から約2カ月後、柳川リハピリテー 眼科の高橋広医師(5)) - 現・北九州市立総 「見えるようにはならないのですか」

を2年前に買ったばかりだった。何としても を2年前に買ったばかりだった。何としても 「お金はいぐらかかってもいい。絶対に目をよ」。そう続ける高楠医師に、藤田さんは 「でも、パソコンを使えば仕事はできます

実感してもらおう」と考えた。 高橋医師は、「見えなくても生活動かなければ、という思いだった。 見えなくても生活できると

るまでの体験が語られていた。 視力を失いながら、訓練をして仕事に復帰す でもらった。緑内障や網膜色素変性で徐々にを、藤田さんの前でポランティアの人に読ん 「タートル」(本部・東京)がまとめた本 タートルの会員の工藤正一さんと実際に会

際害者だちども話すようになった。 ラランクを経て、元の職場に戻っていた。 藤田さんの気持ちは、少しずつ変わり始め リハビリのために入院していたほかの視覚

チェット病で30代で視力を失ったが、4年の

工藤さんは、

(南宏美)

検索は

講師から、「よく復習していますね」と言

根索式

「患者を生きる 再び仕事を」は6回連載します

降ってきて、クレーン車の操縦者と話をして 突然、長さ約6計、重さ約6世の鉄パイプが 早身赴任をして現場監督を務めていた。

朝礼後、作業が始まってまもなくだった。

いた。建設会社の社員として、前年の秋から36)は、鹿児島県内のマンション建設現場に

2004年5月、福岡県の藤田曽久さん

いた藤田さんの頭を直撃した。

■ご意見・体験は、〈メール〉iryo-k@asahi.comへ。

患者を生きる 1175

まず、白杖の使い方を教わった

ハピリを始めた。

歩行訓練士と週ー回練習した。

3階の病室

福岡県の建設会社員、藤田善久さん(第)は2

事故によるけがのため両目の視力を失った

004年秋から、

ション病

「自分にもできる」パソコンを特訓 ため、5月には国立福岡視力障害センター復帰を目指してパソコンなどの訓練を受ける は、当時、藤田さんが訓練で使っているもの 録音デーブを聞いて議事録を作ったりしていかして社内の関係部署に知らせだり、会議の **働く会社の見学に東京まで出かけた。** 部長=は「いい笑顔をするようになった」と(5)=現・北九州市立総合寮管センター眼科 あも格段に速かった。 た。使用していた音声ソフトの読み上げ速度 江の上司と一緒に、複覚に降害がある男性が (福岡市)に移った。高橋医師の動めで、会 ひと安心した。 「やればできる」と手応えを感じた。 りつ時では、点の配置が裏表反対になる。ま食で苦労した。指先で読み取る時とタイプで 藤田さんは驚いたが 組み合わせで表す。母音はすぐ覚えたが、子原子の訓練も始まった。原字は六つの点の た。それでもウキウキした気分になった。 はピールを飲みたかったが、売っていなかっ で行けた日。アイスクリ から壁をつたって階段を下り、広いロビーに 男性は、インターネットで必要な情報を検 至や浴場への往復など、10回以上練習した。 出ると、白杖を飛幅くらいに左右に振る。 05年春に義眼を入れた。藤田さんは、職場 そんな藤田さんを見て、眼科の高橋広医師 訓練士に助けてもらいながら初めて売店ま

授業を録音して改に聞き直し、何度も同じ操 われても、すぐに思い出せない。悔しくて、 覚障害者を支援する社会福祉法人、日本ライ ら、自分にもできる」と自分を励ました。 トハウス(大阪市)で訓練を続けた。 練をさらに5カ月延長し、06年春からは、 た。数日前に習った操作をやってみるよう言 他の訓練生に比べ 当初は5カ月の予定だったセンターでの訓 最初は授業についていくのがやっとだっ 覚えた。 、バソコンの経験が浅

われるのを励みに、 頑張った。

アスパラクラブ

まで話す。 はメールも

「患者を生きる」はアスパラクラブのウェブサイト「健康club」に掲載しています。

この人にできるな

■ご意見・体験は、〈メール〉iryo-k@asahi.comへ。

ムを買った。本当

着を支援する日本ライトハウス(大阪市)で復職を目指し、2006年4月から視覚障害福岡県の建設会社員、藤田舎久さん(38)は

闘を続けていた。

「九州支店の皆様、ご無沙汰しておりま

事故から3年、復職へ

も最初はA4判1枚分だったのが、2枚、3れてきた。そのたびに文書の体裁は整い、量 機関に通勤訓練を頼んだ。

の7年4月。日本ライトハウスでの約1年間 セメールで伝えた。藤田さんの訓練の様子は セスールで伝えた。藤田さんの訓練の様子は 「頑張り過ぎじゃないか」。心配になった った。事故から3年がたどうとしていた。の訓練を終えた藤田さんは復職することにな 、で約1時間半。藤田さんは、復職前に支援自宅から職場まではパスと地下鉄を乗り継

鉄が止まった時のため、バスだけで通勤する込みの中での白杖の扱い方を確認した。地下パスや電車を乗り降りする際の注意点、人 たが、上司の説明を録音しては、何度も聞い ルートも覚えた。 作れるようになった。 て復習した。慣れるまでは休日出勤もした。 などを手配したりするのが主な仕事だ。 やがて自分なりに工夫して、文書も手早く 初めてのデスクワークに戸惑うこともあっ 職場は建築部。 業者とメールで契約書のや

から言われた。それまでは、取引先に見積も が認められた気がした。 容を網羅したマニュアルは、なかった。仕事 のを頼む際に添付する文書や注意する記載内 る?」。復帰して1カ月が過ぎたころ。上司 その秋、福岡市などで、視覚障害者と就労 「見積もり依頼のマニュアルを作ってくれ

「患者を生きる」はアスパラクラブのウェブサイト「健康club」に掲載しています。

■ご意見・体験は、〈メール〉iryo-k@asahi.comへ。

かが表にきれいにまとめられていた。

それからも、藤田さんから近況報告が送ら

側田さんは驚いた。

に、1通の電子メールが届いた。

酸付された文書には、歩行や点字、

パソコ

ある日、上司の樋田和久さん(4)のところ



6770

張りが一番大きかった」と言ってくれた。

をテーマにしたシンポジウムが開かれた。

藤田さんが体験を語った後で、一緒に出席

「職場に戻れたのは、本人の頑